

## むつ市議会第200回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成21年6月17日(水曜日)午前10時開議

### 諸般の報告

#### 【議案上程、提案理由説明】

- 第1 議案第49号 工事請負契約について  
(市立大湊中学校耐震補強及びその他改修工事)
- 第2 議案第50号 財産の取得について  
(小学校教育用コンピュータ及び周辺機器の老朽化に伴う更新)
- 第3 議案第51号 平成21年度むつ市一般会計補正予算

#### 【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第4 議案第42号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第43号 むつ市税条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第44号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第45号 むつ市健康管理センター条例を廃止する条例
- 第8 議案第46号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第9 議案第47号 平成21年度むつ市一般会計補正予算
- 第10 議案第48号 平成21年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第11 報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成21年度むつ市一般会計補正予算)
- 第12 報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成21年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算)
- 第13 報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成21年度むつ市老人保健特別会計補正予算)
- 第14 報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成21年度むつ市用地造成事業会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	鎌田	ちよ子	2番	澤藤	一雄
3番	新谷	泰造	4番	目時	睦男
5番	工藤	孝夫	6番	横垣	成年
7番	野呂	泰喜	8番	川端	一義
9番	白井	二郎	10番	岡崎	健吾
11番	千賀	武由	12番	山本	留義
13番	馬場	重利	14番	佐々木	隆徳
15番	富岡	修	16番	菊池	広志
17番	半田	義秋	18番	高田	正俊
20番	川端	澄男	21番	中村	正志
22番	村川	壽司	23番	浅利	竹二郎
24番	新谷	功	25番	斉藤	孝昭
26番	富岡	幸夫	27番	村中	徹也

欠席議員（1人）

19番	山崎	隆一
-----	----	----

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸谷	秀樹
教育長	牧野	正藏	公営企業 管理者	遠藤	雪夫
監査委員	小川	照久	総務部長	新谷	加水
会管総務 出納室長	工藤	正明	企画部長	阿部	昇
企画部長	近原	芳栄	民生部長	齋藤	秀人
保健福祉 部長	鴨澤	信幸	経済部長	櫛引	恒久
建設部長	太田	信輝	選挙管理 委員会 事務局長	大芦	清重
監査委員 局長	齋藤	純	教育部長	佐藤	節雄
教委事務 図書館長	高田	文明	公営企業 局長	佐藤	純一

川内庁舎長	河野健二	大畑庁舎長	柳谷正尚
脇野所長	片山元	総務課部長	松尾秀一
企副企	伊藤道郎	民生部長	新谷正幸
経副産課	笠井哲哉	経副商課	中嶋達朗
建副建	鏡谷晃	農委事務局	吉田薫
川内庁舎副市長	太田守	総務課部長	井田直樹
保福介課	岩崎若男	教委事務局	高坂浩二
総務課	吉田真	総務課	栗橋恒平

事務局職員出席者

事務局長	工藤昌志	次長	澤谷松夫
総括主幹	柳田	主査	石田隆司
主事	井戸向秀明		

## 開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

## 諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず、けさほど市長から、今定例会に提出されております平成21年度むつ市一般会計補正予算書、補正予算説明書の一部に誤謬訂正がありましたので、お手元に配布しております。

次に、本日市長から、今定例会に議案3件を追加提案したい旨の申し入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

## 日程第1～日程第3 議案上程、提案理由説明

○議長（村中徹也） 日程第1 議案第49号 工事請負契約についてから日程第3 議案第51号 平成21年度むつ市一般会計補正予算までの3件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） おはようございます。ただ

いま上程されました3議案について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第49号 工事請負契約についてですが、本案は、市立大湊中学校耐震補強及びその他改修工事に係る工事請負契約についてでありまして、校舎及び屋内運動場の耐震補強工事及び内外部改修を行うものであります。

次に、議案第50号 財産の取得についてですが、本案は、小学校教育用コンピュータ及び周辺機器の購入についてでありまして、情報教育の環境整備のため、小学校9校の教育用コンピュータ、生徒用257台及び教師用11台のほか、周辺機器等を更新するものであります。

次に、議案第51号 平成21年度むつ市一般会計補正予算についてですが、今回提案いたします補正予算は、主に経済危機対策を柱とした国の平成21年度第1次補正予算の成立に伴い、これにより交付される地域活性化・経済危機対策臨時交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金等の財源を活用して実施する事業等に係る予算として23億4,550万円を増額補正するものでありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は361億599万1,000円となります。

まず、歳出の主なものについてですが、総務費には老朽化に伴う下北文化会館舞台照明設備等の改修に係る下北地域広域行政事務組合に対する負担金、新庁舎北側市有地における防災拠点施設の用地整備に係る測量及び設計に要する経費、公用自動車の環境対応型車両への買いかえに要する経費、地上デジタル放送完全移行に伴う公共施設用テレビの更新に要する経費、情報通信格差是正に係るブロードバンドサービスの未提供地域の解消に要する経費並びに新庁舎における環境対応型冷温水発生機の設置に要する経費を計上しております。

衛生費には、女性特有の子宮頸がん及び乳がんの検診における受診率向上のため、検診無料クーポン券の配布等に要する経費を計上しております。

労働費には、国の緊急雇用創出事業の拡充に伴い、当市における新たな雇用の創出のため、墓地公園景観整備事業、市有林森林景観形成事業及び学校教育支援員等配置事業に要する経費を計上しております。

農林水産業費には、川内地区土地改良区及び大畑地区土地改良区が実施する農業用水路整備に対する補助金を計上しておりますほか、関根漁港施設整備事業全体の進捗を図るため、本年度実施事業に加え、第3西防波堤延長部分の整備に係る工事請負費等を計上しております。

また、水川目地区の酪農業の構造改革の促進と酪農の振興及び発展のためにという趣意をもってご寄附の申し出がありましたので、水川目酪農振興基金への積立金及び水川目地区の酪農家等を対象とする融資制度を行うはまなす農業協同組合に対する貸付金を計上しております。

商工費には、老朽化に伴う観光施設の環境整備として早掛レイクサイドヒルキャンプ場ケビンハウス等の塗装工事、屏風山ヒュッテ屋根、外壁等の改修並びにイベント広場及びむつ下北観光物産館照明設備の改修に要する経費を計上しております。

土木費には、老朽化に伴う公園施設等の環境整備として、早掛沼公園及び水源池公園トイレの改修、川守児童公園フェンスの改修並びに旭町児童公園等の遊具の更新に係る経費を計上しておりますほか、市営住宅文京町団地水道管の改修及び金谷団地屋根のふきかえに要する経費を計上しております。

消費費には、老朽化に伴う防災行政用無線親局機器の更新並びに緊急地震速報及び津波速報等、

緊急時の情報を速やかに提供するシステムの導入に要する経費を計上しておりますほか、消防職員の防火服及び消防団員の活動服の購入に係る下北地域広域行政事務組合に対する委託料及び負担金を計上しております。

教育費には、地上デジタル放送完全移行に伴う小・中学校教育用及び公民館用のテレビの更新、校務用コンピュータの設置並びに理科教材の整備に要する経費を計上しておりますほか、旧海軍の士官宿舎として大正5年に建造された石づくりの建造物を歴史的文化財として保全及び活用するため、当該建造物及び土地の取得に要する経費を計上しております。

次に、歳入の主なものについてであります、国庫支出金には地域活性化・経済危機対策臨時交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金、地域情報通信基盤整備推進交付金等を、県補助金には緊急雇用創出事業補助金及び漁村再生交付金を、寄附金には水川目酪農振興事業寄附金を、市債には電気通信設備整備債及び漁港整備債を計上しております。

以上をもちまして、上程されました3議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案3件については、6月23日に質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

日程第4～日程第14 議案質疑、委員会付託、一部採決

議案第42号

○議長（村中徹也） 次は、日程第4 議案第42号  
むつ市育英基金条例の一部を改正する条例を議題  
といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第42号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第42号は、  
お手元に配布しております議案付託表のとおり、  
教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第43号

○議長（村中徹也） 次は、日程第5 議案第43号  
むつ市税条例の一部を改正する条例を議題といた  
します。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第43号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第43号は、  
お手元に配布しております議案付託表のとおり、  
総務常任委員会に付託いたします。

議案第44号

○議長（村中徹也） 次は、日程第6 議案第44号  
むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま  
すので発言を許可します。6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） 2点ほどお願いします。

この議案第44号の提案理由には、上場株式等の

配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例等の  
特別措置を設けるということで、新たに設けると  
いう意味に解すとなると、この上場株式等に係る  
配当所得にもこれから国保税を課税するという意  
味かということと、ということは今まで課税対象  
外だったのかということが1点目。

2点目は、この上場株式等に係る配当所得のあ  
る方というのは、むつ市内にどのくらいいるか  
という、この2点、よろしくお願いします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 横垣議員のお尋ねにお答  
えいたします。

お尋ねの1点目ですが、上場株式の配当所得に  
つきましては、これまでも確定申告により国保税  
の課税の基礎となる総所得金額に含まれておりま  
して、課税されていたということでございます。  
このたび地方税法の改正、附則の改正でございま  
すけれども、この部分については平成21年1月1  
日以後は申告する上場株式の配当所得の全部につ  
いて、総合課税か、新たに設けられます申告分離  
課税かを選択することができるようになったので  
す。この今回の条例改正でございますけれども、  
新たに創設された申告分離課税制度の所得を国民  
健康保険税の総所得金額に含めるというものがこ  
の附則の部分でございます。

2点目でございますけれども、配当所得のある  
方の人数につきましては、平成20年で市全体では  
122人となっております。このうち国民健康保険税  
の被保険者は38人となっております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これでは横垣成年議員の質疑を  
終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第44号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第44号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

#### 議案第45号

○議長（村中徹也） 次は、日程第7 議案第45号 むつ市健康管理センター条例を廃止する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。11番千賀武由議員。

○11番（千賀武由） ちょっとお聞きいたします。

この施設は、条例を廃止するわけですが、この施設はすぐ解体するものか。そして、解体するならば、その後の活用計画はあるのか、そこらあたりをお聞きいたします。

○議長（村中徹也） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長（河野健二） お答えをいたします。

とりあえず行政財産から普通財産に切りかわるということになります。その後の用途につきましては、現在のところ当川内庁舎では予定がございません。一たん普通財産に帰るということでご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（村中徹也） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第45号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

#### 議案第46号

○議長（村中徹也） 次は、日程第8 議案第46号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第46号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第46号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第47号

○議長（村中徹也） 次は、日程第9 議案第47号 平成21年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、2番澤藤一雄議員。

○2番（澤藤一雄） 平成21年度むつ市一般会計補正予算についてでございますけれども、7ページの4款2項2目のじん芥処理費に委託料、工事請負費合わせて5,600万円余りを計上しているわけ

でございますが、これまでの質疑では、脇野沢の不法投棄対策に6億2,000万円と巨額の負担を要するとのことでした。今回の予算がこの範疇のものなのか、今後6億2,000万円を超えることがないのか、そしてこの雨水及びダイオキシンを含む浸透水を遮る工事がどのようなものになるのか、岩盤にどの程度の深さまで掘り下げるのか、そして岩盤に亀裂があるのかないのか、上から雨水を遮る工事の素材は何であるのか、そしてコンサルタントから示された方針と計画以外に方法がないのか、検証する考えがないのか。

次に、5款1項3目の緊急雇用等対策費で予算の組み替えをしておりますが、この内容についてご説明をお願いいたします。

以上、お尋ねします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 澤藤議員のお尋ねにお答えいたします。

1点目の今回ご提案申し上げました遮水工事費、この5,600万円が廃棄物処理費に含まれるかという趣旨のお尋ねと承りました。3月の行政報告におきましては、脇野沢赤坂地区の不法投棄場所の貯留水から高濃度のダイオキシン類が検出されまして、これが外部への流出が否定できないとの判断により、その対策として現場に雨水への侵入を抑制するキャッピング工法というものと、流出を防止する鋼矢板による遮水工の実施設計を委託し、このたびその報告により補正予算を計上したものです。

一方、同じく3月、これも行政報告でございますけれども、この廃棄物に対する対策工、3つほど候補を挙げました。そのトータルコストともあわせまして報告したところでございますけれども、市の判断としては、トータルコストなどを考えた場合、分別搬出撤去工法が最も優位で合理的な工法であると、このように報告いたしまして、

この分が6億2,000万円という部分だと思います。この分別搬出撤去工法と前に説明いたしました搬出撤去工法、この2つの工法においては、不法投棄現場を掘削し撤去する際に、つまり実際かかった場合ですけれども、地中の浸透水や廃棄物が周辺環境に影響することを防止するために、工事の最初に遮水工事を行う計画になっております。今回ダイオキシン対策として先行して実施するこの遮水工は、撤去の際にはこの分活用できるというふうに考えておりますので、その意味においてはこの対策工に含まれるというふうに私どもでは考えております。

2点目の工事の部分、遮水工の工事の内容についてですけれども、まずこれは浸透水の外部への流出を防止するために遮水工として現場の海側、南側でございます、それから進入道路に上がっていきますと、左側の2辺、L型をするわけですが、この延長距離212メートルに鋼矢板を350枚ほど打ち込み鉛直に遮水壁をつくります。また、上のほうでございますけれども、雨水の浸透を抑制するために、がけ側と鋼矢板に囲まれた部分の表面面積約1万1,200平米、これを素材としてポリエチレンシートで覆います。

岩盤までの打ち込み、また、亀裂という部分のお尋ねがありました。岩盤までの打ち込みは、岩盤に打ち込むというよりは、鋼矢板で大体今計測してはいますが、短いところで2メートル、長いところで6メートルというふうに推計しております。その部分において、板を岩盤まで打ち込むというようなものでなくて、下側に浸水防止剤、薬剤みたいなものですが、それが入り込みますので、その部分で水を流出させないような工法にすると。

岩盤に亀裂がないかという部分でございますけれども、今までの地下水の水質検査等を考えますと、亀裂はないのではないかと、それはあくまで

も見込みといいますが、思いの部分でございます。

あと、そのほかの工法がなかったかという部分でございますけれども、県境の田子町をごらんになるとわかるのは、コンクリート壁で遮水を施しています。この部分はかなり経費がかかります。また、薬剤といいますが、何かそういうふうなものもあります、注入するというものもありますけれども、いずれもコンサルタントからお聞きしたところ、一長一短がありまして、今回の場合はこの鋼矢板が一番適するのではないかとということで伺っております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（榎引恒久） 澤藤議員の緊急雇用創出事業についてのお尋ねにお答えいたします。

当初緊急雇用創出事業として本庁舎移転に係る文書等整備運搬事業、むつ市制施行50周年・合併5周年記念推進事業、川内地区林道登山道美化整備事業、大畑地区市有林森林景観形成事業、脇野沢地区市有林森林景観形成事業の5事業を、また市単独事業として窓口サービス専門員の雇用、埋蔵文化財学芸補助員の雇用、事務補助の雇用の3事業を計画しておりましたが、むつ市制施行50周年・合併5周年記念推進事業については、緊急雇用創出事業として採択にならなかったことから、市単独事業で行うこととし、本庁舎移転に係る文書等整備運搬事業は、名称を公文書等整備事業に変更し、直接雇用から委託事業へ変更いたしております。このことから、共済費、需用費を減額し、賃金、委託料を増額するものです。

今回の補正で緊急雇用創出事業は、5事業36人延べ1,689人から4事業33人延べ1,689人、市単独雇用対策事業は当初の12人から23人になっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） 今の不法投棄の関係でござい

ますけれども、コンサルタントから示された計画以外にその方法がないのかということで、これを検証する考えがあるのかということについては答弁がございませんでした。今再度これ答弁をいただきたいのですが、非常に財政が厳しい中で6億2,000万円は、もう大変な出費なわけです。岩盤が安定しているのであれば、先ほどの答弁ですと、全体に鋼矢板を打って、全体を遮へいするというのではなくてL型の遮へいだと。そして、岩盤に打ち込まないで、岩盤と鋼矢板の間に化学物質をといいますが、そうした素材を用いるというような答弁でございました。そして、岩盤は安定しているだろうという答弁もありました。岩盤が安定しているのであれば、全体に、私はまた克雪ドームのようなイメージがあったのです。全体を囲って、岩盤までコンクリートを打ち込んで上に遮へい物に乗っけるのかなというイメージをしてございましたので、随分違うなというような今印象を持っております。

今申したように、全体を囲って遮へいをして現場で安定させるというような方法ができないのか。そして、医療の世界でも、いわゆるセカンドオピニオンという制度があるわけで、複数の医療機関での診察が可能なわけです。私の経験を申しますと、コンサルタントに長年お任せして進めた結果、草の種を廣大にまきました。そして、芽が出てきましたけれども、それに水をやる施設ができていなかったというような、そのことで大変な目に遭った経験をしております。ですから、コンサルタントにすべてお任せでなくて、どうしたらチェック、検証をしていけるのか、私はそういうセカンドオピニオンをちゃんとやられたほうが、ダイオキシンの検査も含めてやられるべきではないのか。と申しますのも、当然のことながら、いかにこの市民の負担を軽減していくかというような原点を考えれば、あらゆる検証措置が私は必要

だと思うのです。この辺のお考えについて答弁を求めます。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） この工法に関する検証の部分でございますけれども、まず工法としては私もちょっと詳しくはわかりませんが、シート工法というのがございます。シート工法というのは、要は垂直に遮水シートを敷いていくという部分でございます。この部分については、いろいろ評価ポイントでございますけれども、1平米当たり5万円か6万円かかるでしょうという部分です。工法的には簡単であるけれども、止水の確保については課題が残るというふうなこともありますし、あと先ほどコンクリート壁の話もしました。地中連続壁工法というらしいのですけれども、コンクリートを敷いていくという部分で、この部分については面積当たり8万円から10万円ぐらいかかるということで、かなり経費的には負担が大きいだろうというふうに考えております。

あとそれとソイルセメント固化材、固化壁工法と、先ほど薬剤の話をしましたけれども、ソイルセメントと、私もちょっとここはわかりませんが、この部分については緩やかな砂層からやわらかい岩まで適用可能で、岩盤対応機械で岩盤への適用も可能と。この部分については、セメント系なので耐久性がよいというふうなところもありますけれども、実際岩盤まで打ち込みますと、その部分の経費をそこで見込まなくてはいけないというふうなことがございますので、るるこの辺のところを検討した結果、鋼矢板の部分が現在の置かれている現場のごみ等に対して耐久性もあるということです。また水膨調整、水で膨らむ止水剤をやることによって、遮水性もすぐれているということで選択したといえますか、その分を今予算として計上しているということでございます。

それから、コンサルタントにお任せ云々という

部分でございますけれども、我々もいろいろ部署を持っておりまして、専門的なところもあります。今回の不法投棄のごみに関しては、今までも説明しておりますけれども、中身の部分、例えば適切かどうかわかりませんが、びっくり箱といいますが、中身がわからない部分が多いと、なかなかその知見的な話ができないので、このコンサルタントに実施設計を委託いたしましたのは、やはりコンサルタントの持っている専門的な知見、ノウハウを活用するわけでございます。具体的な実施設計においては、それぞれの事案によってさまざま条件が違います。我々の持っているこの問題の事案についても、コンサルタントと私たちが意見交換を行いながら進めていくつもりでございます。その中を見て、コンサルタントが提示した内容、さまざま提示してきますので、その提示等の根拠、いわゆる澤藤議員が言われる検証といいますが、きちんとした根拠がなければ、我々もそれを受け入れることができないと思います。その根拠、また疑問点や要望なども協議して、より要望した事項に一番適する結果を求めて精査も行っていくと、決して業者の、コンサルタントのそのままの意見を取り込むということはないということでございます。

以上でございます。ご理解願います。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） 今の部長の答弁、要は搬出をして分別をして処理をするというような前提のうえでの遮水、浸透水、雨水の防水対策だというようなことございまして、あくまでも一時的な措置ですよということはわかります。だけれども、全く専門知識のない行政の側と、圧倒的に専門家のコンサルタントといろんな意見交換をしているというような内容でございました。だけれども、私の申し上げているのは、もっと、いわば2人のお医者さんに見ていただく必要があるのではない

ですかと、どうすれば経費を最小限に抑えることができる、そういう工法、あるいは処理方法をもう一度検証してみる必要があるのではないですかという疑問、質疑なわけで、これは市長から答弁をいただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） セカンドオピニオンのことだと思いますけれども、またここでセカンドオピニオンを求めるというふうなことは、これはまた経費のかかることでございます。澤藤議員お話しのとおり、できるだけ経費をかけないような形でこの部分を処理していかなければいけないだろうと、そういうふうなことでございますので、今部長もお答えしましたように、さまざまな知見を持っているコンサルタントでございます。その部分において、当方としてできる限りの対応をしっかり協議を進め、そして意見を述べ、その部分で経費をかなけいような形で現在取り組んでいるというふうなことをご理解をいただきたいと思えます。

セカンドオピニオンを求めるということは、また改めて掘ったり、さまざまな調査も入ってくるわけでございます。その部分においては国内的にはしっかりとしたコンサルタントであるということでの判断でございますので、ご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） これで澤藤一雄議員の質疑を終わります。

次に、3番新谷泰造議員。

○3番（新谷泰造） 第1に、一般会計補正予算の中に本庁舎外部テナント等改修事業費として7,256万円が計上されております。さきの3月定例会において、本庁舎外部テナント改修設計委託費445万円の件について理事者は、外部テナントをひっくるめ開放エリアにすると合併特例債の充当が可能である、しかし外部テナントになると合

併特例債を充当できないと述べています。このことは、本件の7,256万円にも同じことが言える。そこで、外部テナントになると合併特例債を充当できない理由をお伺いいたします。

第2に、外部テナントに合併特例債を使用できないということは、本庁舎部分でないということではないのか。

第3に、公共施設整備基金5億5,000万円は、本庁舎移転事業費の一部として寄附されたものであるから、本来本庁舎の部分でない開放エリアの外部テナント部分には使用することができないはずであります。理事者は、今日まで本庁舎移転事業と開放エリアの事業は別個の事業であると主張して、優先的に本庁舎移転事業のみをしておきながら、いかなる理由で本庁舎移転のために寄附されたものを別個の事業である開放エリアに使用できるのか。具体的に説明をお願いいたします。

第4に、理事者は外部テナント、特に食堂、ATMの部分は庁舎機能に付随する必要な機能であると述べています。とすれば、当初から本庁舎と不可分一体の工事であり、旧庁舎で言えばロビーのような場所であるから、初めから本庁舎移転事業費に算入すべきではないのか。

第5に、当初から本庁舎外部テナント等改修費として7,256万円を本庁舎移転事業費に算入しておけば、合併特例債を使用することができたのではないのか。

第6に、本庁舎外部テナント等改修事業費の7,256万円は、旧庁舎で言えばロビーのような場所で、改修工事費とすれば、実質上本庁舎移転事業費の超過ではないのか。

以上、具体的に説明をお願いいたします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 新谷泰造議員のお尋ねにお答えいたしたいと思えます。

まず、合併特例債の充当対象事業についてでご

ざいますが、これにつきましては、総務省自治財政局からの通知により例示されているところでございます。これによりますと、合併特例債は庁舎整備のほかに子育て支援施設等の整備に充当することも可能であったわけですが、これが今回開放エリアの一角のテナントとして貸し付けていく部分、いわゆる目的外使用させていくスペースのみに特化した整備としたということで合併特例債の対象外の事業になったということがございます。

次に、外部テナント部分は当初から庁舎改修工事に入れていなければならなかったのではないかと、その分、庁舎整備費が増となったのではないかと趣旨であったかと思いますが、この件につきましては、さきの議会でご説明申し上げましたように、もし開放エリアがないのであれば、当然庁舎エリアに組み込まれていた機能でございます。今回開放エリアの本体部分の整備を留保したということで、やむなく職員あるいは市民の利便性に配慮いたしまして、この外部テナント部分のみを別発注で行うこととしたわけでございます。したがって、あくまでも庁舎整備費とは別枠ということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

それから、寄附金についてでございますが、電力会社2社からいただきました寄附につきましては、庁舎移転整備事業への協力としていただいたものでございまして、土地、建物の取得や庁舎の改修整備だけではなく、本庁舎移転基本計画、これは平成19年5月に策定してございますが、この計画の中の移転事業として位置づけられております開放エリアの整備及び現庁舎の解体整備にも充当させていただけるものと認識しているところでございます。したがって、今般財源対策として外部テナント部分へ充当することは何ら問題になる事項ではないと考えているところでござい

ます。

次のロビーのところのお尋ねについては、若干趣旨が理解できませんでしたので、もう一度申しわけございませんが、おっしゃっていただければと思います。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 先に、今のところ、理事者は前のときに外部テナントは、特に食堂、ATMの部分は庁舎機能に付随する必要な機能であると述べていますよね。そうすれば、もう最初から本庁舎に入れるべきではなかったのかということですか。

次に、用意した再質疑に移ります。まず、理事者は公共施設整備基金の5億5,000万円を使う場合には、本庁舎移転事業と開放エリア事業は本庁舎移転事業として不可分一体だから基金を使うことができる。反面においては、今度は本庁舎移転の総事業費を計算するときは、本庁舎移転事業費28億2,000万円と開放エリア事業費3億2,600万円は別だと言っています。矛盾していませんか。

理事者の今までの発言を合理的に推論すると、本庁舎外部テナント等改修工事費7,256万円は、本来旧庁舎で言えばロビーのようなものであるから、本庁舎と不可分一体なものであり、本庁舎部分です。そして、本庁舎と開放エリアの工事は、当初は同時に行う予定だったので、本庁舎移転事業費28億2,000万円を超過しないために開放エリアに入れたものである。ところが、本庁舎と開放エリア工事を別々に行うことになり、合併特例債を使うことができないことが判明したと。一般の起債を使うと、むつ市の負担が重いので、苦肉の策として基金を使いたい。したがって、実質上は本庁舎移転事業が28億2,000万円を7,256万円超過していることになるのではないのでしょうかという見解ですけれども、いかがでしょうか。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 前回もご説明していると思いますけれども、先ほどご説明いたしましたように、この事業は本庁舎移転基本計画、これに基づいて実施しているものでございまして、この中では庁舎の整備、それから開放エリアの整備ということで大きく2つの整備事業、これを盛り込んでいるわけでございます。庁舎の整備の中には、この現庁舎の解体も入っておりますし、また引越しというふうなことの費用についても入っております。そういうことで、もともと2つの事業というふうなことで盛り込んでいた事業でございまして、一体、一体というふうに申しますが、確かにATM、あるいは食堂、この辺の部分については、庁舎機能を補完する機能でもあるわけでございますけれども、一方では開放エリアを補完する機能でもあるということで、実施設計の段階では、特に市民の利便性に考慮して、開放エリア側に配置したというふうなことでございます。

その辺もご説明を申し上げてきたつもりではございますが、今般開放エリアの本体部分、いわゆる子育てエリア部分、ここの部分が後回しになったというふうなことで、庁舎機能を補完する機能として、共有機能として持っていますこの外部テナント部分について、職員及び市民の利便性を考慮して同時オープンをさせたいということで、前回の議会で設計費を補正してご了承願ったというふうな経緯でございます。その辺でご理解をいただけたということで今般建設費を計上しているということでございます。

外部テナント部分がロビーのような場所だから庁舎と一体ではないかということにも、そのお答えになっているかと思うのですが、ここはあくまでも貸し付けする目的外使用の場所というふうなことでございます。機能としては庁舎機能を補完するエリアになるわけでございますけれども、

も、あくまでも貸し付けする場所、行政的には目的外使用というふうな場所になるわけでございまして、ここは別に考えなければいけないということでございますので、ご了解いただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 市長にお聞きいたします。

市長は、むつ市議会第198回定例会の答弁で、具体的に何の政治責任をとればいいのかと述べておりますが、今回の本庁舎移転事業の28億2,000万円を7,256万円超過したという認識については、どのようなご見解をお持ちでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 超過しておりません。今総務部長のお話のとおり、超過しておりませんし、別事業というふうなことでご理解をいただきたいと、こういうふうなことでございます。

○議長（村中徹也） これで新谷泰造議員の質疑を終わります。

次に、21番中村正志議員。

○21番（中村正志） 議案第47号 平成21年度むつ市一般会計補正予算の農林水産業費について質疑をさせていただきます。

イメージキャラクターについてであります。これにつきましては、12月定例会の一般質問の中で私少し触れさせてもらいましたし、今般の最新号の市政だよりにおきましては、もう3ページを使って説明しているということで、非常に力の入っている事業ではないかなというふうに感じております。

そこで、最初のお尋ねといたしまして、美食星人「ムッシュ・ムチュラン1世」に決定するまでの選考過程、選定方法はどのようなものであったのか。また、着ぐるみやイメージソングを制作するということではありますが、これらの今後の活用方法、具体的な活用予定があれば、その辺をお

知らせ願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） このゆるキャラというふうなことだと思いますけれども、これは中村議員お話しのとおり、中村議員から一般質問をお受けしたときのイメージで私ども今力を入れているというよりも、これから力を入れて大いに愛されるキャラクターにしていきたいと、こういうふうに思っております。

選定方法につきましては、市内の業者へ、その趣旨を伝えて、そして委託をし、そして5点ほどのデザインが示されました。その5点の中からさまざま組み合わせをいたしまして、現在の形に至ったというふうな決定過程でございます。

活用方法でありますけれども、これは今中村議員お話しのとおり、市政だよりでその生い立ちから、そしてこれが生まれてこのむつ市におり立つまでのその経緯をるる市政だよりの中で広報させていただきましてけれども、これからはこの本一般会計補正予算が議決をいただきましたら、ただちにぬいぐるみをつくりまして、そしてまたテーマソング、振りつけ、そういうふうなものまで一体化して、積極的にこの「ムッシュ・ムチュラン1世」、これを売り出していきたいと。これは、あくまでもむつ市のすぐれた産品をすぐれた商品として大いに売一つのツールとしてとらえて積極的にデビューをさせていきたいと。

これはまた、「ムッシュ・ムチュラン1世」で、1世と名をつけたので、当然奥様も必要になってきますし、奥様があれしますと、少子化ですので、どんどん、どんどん2世、3世というふうな形で増殖をさせていかなければいけない。その増殖をさせる中で大いにこのむつ市の元気のよさ、そしてまたすぐれた産品、こういうふうなもの紹介をする立場で頑張ってもらいたいと、こんな思いをしております。

また、新幹線が来年12月に新青森駅まで開通いたします。ちょっと入った情報ですと、県内のキャラクター、これを一堂に会してのイベントがこれから予定までいっていませんけれども、何か案として、プランとして出ているようにお伺いしておりますので、やはりその部分でむつ市を売り込む大きなツールとして大いに利用していきたいと、このように思っております。

○議長（村中徹也） 21番。

○21番（中村正志） 選定過程については大体わかりましたが、その中で市内の業者5社ということでした。市内の業者さんに趣旨を伝えたということではありますが、その趣旨の中身はどんなものだったのでしょうか。どういうふうなコンセプトを持ってこういうのを募集したのかと、そこら辺、むつ市の考え方というのをどういうふうな形で業者さんに説明されたのかというのをお聞きしたいと思いますし、今回市内業者さんということで、もう決まってしまったというのもあれだったのですが、その考え方の一つとして広く公募するような考え方は持ち合わせていなかったのかということです。

また、今後大分いろんな形で活用していきたいということでお話をされましたが、これから着ぐるみをつくるのでしょうか。着ぐるみをつくる際に当たりましては、やはり今のデザインに忠実な形でつくらないと、これなかなか受けないのです。原画と着ぐるみが余りにかけ離れていると、これは全然だめですので、そこら辺ぜひともクオリティーの高いものをつくっていただきたいと思えますし、現在のデザインでいくと、結構これ安定感が難しいのかなというふうにも見えていますので、多分つくるときには苦労されるのではないかなというふうに思います。

今最初に言ったむつ市としてのコンセプトはどういうふうなのを持っていたのかということと、

あと一つの考え方として、広く一般に公募する考えがなかったのか、この2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 市内の業者への委託の際、コンセプトといたしましては、やはりこのむつ市のすぐれた産品、海のもの、山のもの、野のもの、その部分をすぐれた商品として売り込んでいく、このために印象づける。例えば各地ではやはりイカだとか、ホタテだとか、そういうふうなさまざまな特化したキャラクターもございますけれども、それを総合的にまとめて、そしてまたこれを小分けしていくような、つまり総合的なセールスマンとしての立場、これをまず考えていただきたいと、こういうふうなことでお話をさせていただきました。

そして、とにかく見たときに非常にかわいらしさ、また印象深さ、そして子供たちからも愛されるというふうな、そういうイメージをお願いしたところであります。そういうふうな形で、自画自賛ではございませんけれども、なかなかかわいくて、市民の皆さんからも非常に今の時点で好評でございます。

その部分で、先ほど3点目、ご質問ではございませんけれども、上の頭のほうが頭でっかちだから、バランスというふうなこともございましたので、この原画に忠実にしっかりとしたぬいぐるみ、そして動きのいいものをつくり上げるようにしたいと、こういうふうにあります。

また、2点目の広く広報してアイデア等を募集する方法がなかったのかというふうなご質疑でございますけれども、それもまた一つあったかと思えます。しかしながら、今度は余りにも広過ぎて、応募が多過ぎますと、例えば奈良のキャラクター、1回問題になりました。今は定着をしたようでございますけれども、ああいうふうになってしまい

ますと、さまざまな形の中で一つの大きな論争を呼ぶ部分、論争がまたそのキャラクターを育てる部分もありますけれども、そういう非常に幅広い意見が出過ぎてしまうというふうな部分、そういうふうなことで、コンセプトがぼやけてしまうようなところもありましたので、あえて市内の業者に委託をし、その5つに絞った中で、さまざま組み合わせさせてやったというふうなことでございます。

また、ここは「ミシュラン」というふうな表現をしている報道もありますけれども、「ミシュラン」ではなくて、味と趣とご覧いただきたいという意味でございますので、「ミシュラン」になりますと、今度は商標の問題もありますので、小さな声で「ミシュラン」、大きな声で「味と趣と、そしてむつ市全体下北をご覧いただきたい」というふうなことでございますので、どうぞご理解をいただきたい、またご協力もいただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 21番。

○21番（中村正志） わかりました。今市長の話の中にありましたとおり、やはりぜひとも未永く地域に愛されるキャラクターであってほしいというふうに思いますが、市長もご存じのとおり、全国見回すと、出では消えていくキャラクターの中にはたくさんあります。ぜひそうならないようにしていただきたいと思えます。

市長ご存じかどうか、彦根市では「ゆるキャラまつり」というのがございまして、「キグミさみっと」、ことしは10月23日から25日にあるようでございます。私としては、そちらのほうにも参加できればいいなというふうには思いますが、内容で言いますと、去年大人気の「ひこにゃん」の横にある地方のキャラクターが並んで、それが報道されました。次の日、そのキャラクターの地域は日本じゅうの人がたくさんアクセスして売り上

げに貢献したというふうなこともありますので、  
どうでしょうか、参加してみるような考えはない  
でしょうか。最後にそれらについて。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ブレークした「ひこにゃん」  
のそばに「ムッシュ・ムチュラン1世」が並ぶと  
いうふうなこと、非常に大きな夢を抱いたところ  
であります。そういうふうなイベントを今初めて  
お聞きいたしましたので、さまざまな部分で可能  
なのか、それよりもまずこの議案を通していただ  
きまして、可決をいただきまして、そして現物を  
皆様方にご披露して、そしてまずデビューをさせ  
てから、皆様方に認知をしていただくと、それが  
第一歩だと、こういうふうに思います。そういう  
情報をさまざまご提供いただければ、積極的に、  
まさしく下北のむつ市から日本のむつ市へという  
一つの取っかかりになるのではないかなと、これ  
もセールスの方法としてあり得るといふふうなこ  
とでご意見として承っておきます。ありがとうございました。

○議長（村中徹也） これで中村正志議員の質疑を  
終わります。

次に、24番新谷功議員。

○24番（新谷 功） 平成21年度のむつ市一般会計  
補正予算書の第4款衛生費、脇野沢地区不法投棄  
現場浸透水対策事業費についてお伺いしたい  
と思います。

この件につきましては、同僚議員の澤藤議員も  
質疑をしたわけですが、重複する点がござ  
いましたらお許し願いたいと思います。

実は、この問題を語るに当たっては、発端は昨  
年3月18日の1通の怪文書、怪文書と言ったら、  
これはまずいですか。1通の匿名の投書によって  
この問題が議論になってきたわけですが、  
その内容は脇野沢赤坂地区に不法に建築廃材など  
が大量に投棄されているということが発端になり

まして、行政のほうは、これは大変だというわけ  
で、すぐさま行動を起こして、まずとりあえずポ  
ーリング調査したと。ポーリング調査は3カ所や  
ったと。その結果、ポーリング調査は何メーター  
ポーリングしたのだと。いや、2メーターだ、3  
メーターだ、6メーターだと。ああ、そうかと、  
それは余りポーリングとは言わないなというよう  
な話だったのですけれども。その深さがどうして  
掘れないのだと言ったら、岩盤だと、そういうこ  
とで、しからばこれはどうするかと。まず地質調  
査、そのポーリング調査でもって得た結果、採水  
して青森県の衛生研究所に水質検査を依頼した、  
その結果表も出ていますね。その後どうだこうだ  
というわけで、私も教育民生常任委員会のほうに  
所属しておって、いろいろ調査活動をいたしてき  
たわけでございます。

それやこれやというわけで、当初はダイオキシ  
ンの発生はなかったのです。それで衛生研究所、  
あるいは三菱マテリアルさんの結果もなかったの  
です。それは、なかったというか、三菱マテリア  
ルさんは、昨年8月の当初の計量証明書等によ  
っては、ダイオキシンの発生がなかったわけでご  
ざいますけれども、これが3月の時点でしたか、  
ダイオキシンの発生したということで、その辺の  
経緯もちょっと聞いておきたいと思います。

ところで、その結果、いずれにしてもこれはこ  
のまま放置できないと。市長は、就任以来事ある  
ごとに法令遵守等を声高らかに叫んできておりま  
すし、また廃棄物処理法によれば、これは当然至  
極なことで、早急に処理しなければならないとい  
うことはまことにそのとおりなのです。

そこで浮上してきたのが先ほども出ましたコン  
サルタントに依頼して、3工法が出た。例えばそ  
れをご紹介すれば、3工法とは何ぞやであったか  
と。1つ目は搬出撤去工法、2つ目は分別搬出撤  
去工法、3つ目は現位置安定化工法で、この3案

が示されているいろいろメリット、デメリット、あるいは費用がそれぞれ資料として提出されたわけでございますけれども、先ほど澤藤議員の質疑に対する民生部長の答弁が第2案を想定している。この3案のうち第2案、第3案に決定したというあれは、私はまだきちっと出ていないと思うのです。ただ、第2案が、コストとかいろいろ検討した結果、これがよいのではないかなということで答弁していると思うのですけれども、それがしっかり3案のうちの第2案に決定したのか。もし決定したら決定したでよろしいかと思えます。

そこで、その中で撤去する前の事前の作業として、今のこの予算書に上げている……

○議長（村中徹也） 端的にお願いいたします。

○24番（新谷 功） はい。浸透水対策事業費5,600万円、これも澤藤議員がちょっと触れたけれども、今の仮に第2案であれば6億2,000万円を想定しているわけですね。だから、もしこの5,600万円の工事をやれば、6億2,000万円から予定工事費は減額されるのか伺っておきたいと思えます。

それから、今の遮水工事には鋼矢板を打つと。私は、さっきあえてボーリングの話をしたのは、当時は岩盤で掘れないと。そこにどうして鋼矢板打つのかなという思いがしておったけれども、先ほど民生部長の答弁であれば、その鋼矢板の長さは2メートルないし6メートル見ていると。そして、打つ距離ですか、それは212メートル見ているということです。だから、私は理解したけれども、岩盤であるから打ち込めないと。打ち込めないとすれば、工法としては、それを掘削して鋼矢板を並べると。しかし、そこにおいては、先ほど何かセメントあるいは薬品で固めて浸水しないように食いとめると、こういうことだと思うけれども、そうであるかどうか、もう一度確認しておきたいと思えます。

いずれにしても、この問題は、私は少し大盤振

る舞いだなというような思いはしておるのですけれども、しかしそれは前段で述べたとおり、廃棄物処理法からいけば、お金が幾らかかろうが、これはやはり処理するのは処理しなければだめだ。そこで、もしできれば今までのこれに対しての経費が今わかっていれば教えていただきたいと思えます。

○議長（村中徹也） 新谷功議員に申し上げます。質疑の趣旨にのっとり簡明にお願いいたします。質疑の趣旨にのっとりください。

○24番（新谷 功） はい。そういうことで、ご答弁をよろしくお願いいたしたいと思えます。

#### 会議録署名議員の追加指名

○議長（村中徹也） この際、会議録署名議員が不在となりましたので、会議録署名議員を追加指名いたします。

11番千賀武由議員を指名いたします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 新谷功議員のお尋ねにお答えします。5点ほどのお尋ねかなと思っております。

まず1点目のダイオキシンの経過という部分でございますけれども、昨年の10月28日に試掘調査を行った際に、廃棄物層内に浸透水が貯留しておりまして、その水質を分析したところ、高濃度の1,700ピコグラムのダイオキシン類が含まれていることが判明いたしました。この貯留水の分布状況及び他地点、ほかの地点の水質を調査した際に、平成21年1月13日に新たに試掘を行い、4カ所の貯留水を採水し分析した結果、2カ所から主に不法投棄現場の付近ですけれども、排水基準の10ピコグラム、これを大きく上回る610ピコグラム、910ピコグラムの高濃度のダイオキシンが検出さ

れております。この地下水、河川水の検査からは、環境基準を超えるダイオキシンは検出されていないことや、高濃度のダイオキシン類が検出された試掘の下流部と水位が連動していると思われる上流部のダイオキシン類の濃度が高くない、下流のほう、濃度が高いところよりもちょっと上の部分、そこは高くなかったということですが、対象地内の一部において野焼きの焼却灰による高濃度のダイオキシン類が発生し、貯留水中に浮遊物質として存在しているというような推察でございます。

今後も、そのダイオキシンについてですが、調査を継続しています。このダイオキシンについては、ボーリング孔A、C、ちょっと図面がございませんけれども、の地下水とか、赤坂地区の南の浸出水、また口広川についても2カ月に1回の頻度で今調査しているところでございます。今回の行政報告では、この報告がなかったのですが、4月27日に採水を行っておりまして、次回にはこの部分についての結果を報告できるのかなというふうに考えております。

2点目ですが、工法の決定がなされたのかという部分でございます。新谷功議員おっしゃいましたさきの行政報告において、現位置安定化工法、搬出撤去工法、分別搬出撤去工法の3つ工法を提示いたしまして、このうち現位置安定化工法は長期間にわたって維持管理することから、費用が3つの中で一番高く、またリスク要因を撤去しないことから違法状態にあるわけです。違法状態を放置することになりますので、ほかの工法に比較しまして、評価は低いと考えております。

次に、搬出撤去工法と分別搬出撤去工法を比較いたしまして、廃棄物を分別し、可能な限り減量化、資源化に努めることが市の廃棄物行政の基本姿勢、これは市の持っている廃棄物の処理及び清掃に関する条例に伴います。この部分において、

最初に目的が与えられていまして、その部分の減量化、資源化がうたわれています。この部分の基本姿勢がありますので、また最終処分に伴う市最終処分場の残余容量、4カ所最終処分場を持ってありますけれども、この分の残余容量の削減等も考えまして、また新たな最終処分場の建設コストというものを概算事業費に見込んだ場合は、分別搬出撤去工法が搬出撤去工法より2.7%ほど低くなるということから、総合的に判断いたしまして、今現在分別搬出撤去工法を優位と思いい、その分について検討して事務を進めているというところでございます。

次に、3点目の今回ご提案申し上げました5,600万円は、その2案とした場合、2案の6億2,000万円よりは減額されるのかということでございますけれども、先ほど澤藤議員のお尋ねにお答えしたとおり、それこそこの一つの意味として、分別搬出撤去工法の工事の内容の部分について、遮水工事またはキャッピングということもうたわれておりますので、金額がそのままマイナスになるかというふうなことについては、私もまだ実施設計等も伺っておりませんので、難しいかもしれませんが、その分は減額になるというふうには認識しております。

次に、4点目の鋼矢板の部分でございますけれども、岩盤まで打たなくてという部分でございます。先ほども澤藤議員のご質疑にもお答え申し上げましたけれども、深さ2メートルから6メートル、これはちょっと私の説明不足でございました。あくまでもごみの部分の2メートルから6メートルでございます、鋼矢板そのものが2メートル、6メートルというふうな説明ではございません。

延長距離で212メートルということでございますけれども、これらについては掘削して浸水をとめるというふうな工法もございます。そういうふうな岩盤まで掘削してありますけれども、相当ご

み、常態のごみの中において岩盤までやるとなれば、その辺の安全性といえますか、そういうものもありますし、岩盤へのひびが入るといふようなところも、これは私の素人考えでございますが、そういうふうなことが考えられるかと思ひまして、今回止水剤、これによって水の外部への流出を防ぐといふふうなことを考えております。

5点目の今までの経費でございますけれども、今まではある程度調査部分でかかっておりまして、平成20年度で1,724万3,000円程度かかっているというようなことでございます。

以上でございます。ご理解願います。

○議長（村中徹也） 24番。

○24番（新谷 功） 1点目のダイオキシンの関係は、そういうことだということで、まずわかりました。

2点目の工法の決定はと。3案が出ているけれども、まだ決定ではないと、第2案が一番有効だと思うと、それに伴って今の前段階として遮水工事をすると、こういうことで理解いたしました。

3点目の減額になるのかということですが、今部長は減額になると、なるかと思ひますということによろしいですか。わかりました。

4点目の岩盤、今2メートル、4メートル、6メートルと部長が説明したのは、私は初めわかったのです。それなぜかといえ、ボーリング調査したときにおいて、2メートル、3メートル、あるいは4メートル、6メートル、一番深いところで6メートルという報告がなされておったから、私はなるほどなど、そういう根拠に基づいての深さだなどということは理解できたのです。そこで私は鋼矢板の工法、普通であれば、パイプレーターでもって鋼矢板を打つわけでしょう。打つだけでも、岩盤だから打てないと。打てないから、しからばどうするのかと。工法はどういう工法ですかと。私は、バックホーで掘ってやるのですか

と、こういう聞き方をしたけれども、それに対しては明確に答えたかどうか、私ちょっと聞き違えたかわからないけれども、いずれにしてもその浸水をとめるには、部長、止水剤を使うと。そうすれば、鋼矢板を2メートルでも4メートルも入れた、止水剤は、これはポンプで送ると思うけれども、部長、その周りはおみでしょう。止水剤が全部、全体に行ってしまいますよ、何ぼ止水しても、これはそうはいかないのではないかなと。これは、一応そういう説明だから、この辺はもう少しコンサルタントから詳しく聞いてみてもらえませんか。ひとつよろしく願ひします。

5点目の今までかかった経費、このくらいだと。これは何回も言うとおりの、幾らかかっても、市長は市長就任以来法令遵守、あるいは職員の資質向上、いろんなことを掲げてきて、これは何よりもそうしなければならない。

そこで、市長、いろいろこれでもって今の補正、この議会でもって通れば、早速遮水工事にかかると思うけれども、そこで脇野沢の不法投棄は、今考えられることは、いつの時点までこの工法で工事を終わろうとしているものか、最後にお聞きしておきたいと思ひます。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 工事、対策工、決まったら、いつまでに終わらせるのかという部分でございますけれども、当然今当初予算に計上しております実施設計、対策工の実施設計を行う予定でございます。その際は、当然実施設計を行うこちらの発注する側としては、何年でとかといふふうな部分も含まれておるといふふうにご考慮しております。何年で工事をやるのかという部分も含まれておると考えております。ただ、その部分について、ではいつからいつまでで終わるのだとなりますけれども、その対策工の実施設計の結果等も検討を加えなくてはなりません。まず期間につきまして

は財政状況、ここの部分が非常に重要な要素かなとなりますので、なかなかいつまでというのは今のところは答弁できないと、このようにご理解願いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（村中徹也） これでは新谷功議員の質疑を終わります。

次に、6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） 2点ほどお願いします。澤藤議員も同じような質疑をしていましたので、重複しないようにしたいと思います。

まず、緊急雇用創出の予算が計上されているところについてですが、補助金の減額というのが231万6,000円あるということで、澤藤議員への答弁から判断すると、事業が採択されない部分がこの231万6,000円というふうに理解していいのかということです。そして、むつ市の単独事業費ということで929万3,000円が新たに計上されているのですが、この929万3,000円というのが澤藤議員の質疑の答弁から判断するに、市単独で12人の雇用の予定が23人ということで、11人雇用がふえたことがこの929万3,000円の内訳でしょうかということで、澤藤議員への答弁には雇用人数で答弁して、ちょっと金額との兼ね合いがわかりませんので、金額との関連で答弁をお願いしたいと思います。そして、むつ市の単独事業というのは、それこそ当初の予定と違う事業になるのかどうかということです。

あと2点目ですが、庁舎建設の外部テナントについて、7,256万円が補正ということになっている部分ではありますが、これちょっともう少し内容を詳しく教えてもらえればなと。一応提案理由では食堂とATMというふう書いておられて、この2つをつくるということで7,256万円の出費なのかどうか。このATMというのは、青森銀行とかみちのく銀行とかの自動的に引き落としできる、その機械を設置するというふうには私は理解す

るのですが、大体このATMの設置はこちらで費用をかけないとだめなものなのかというふうには私は思っていて、私の知っている範囲では、銀行のほうで設置は責任持ってするのかというふうには思っておりましたので、こちらでお金を出さなくてはいけないのかどうかということも含めて答弁してもらえればなと思います。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

まず1点目は、補助金の減額の理由でございますが、これにつきましては、先ほど澤藤議員のお尋ねの中で答弁してございますむつ市制施行50周年・合併5周年記念推進事業が県のほうで採択にならなかったということで、この部分の県の補助金が減額になってございます。

それから、数字的にということでございます。まず本庁舎移転に係る文書等整備運搬事業、これがこれまでは直営事業ということで共済費、賃金、需用費、これらに予算計上してまいりましたけれども、この部分を全額委託費に振りかえるということでございます。

それから、先ほどご説明申し上げましたむつ市制施行50周年・合併5周年記念推進事業、これも直営で共済費と賃金で実施する予定でしたが、県のほうで事業採択にならなかったということで、市単独で実施するということで、この部分につきましては、賃金のほうで計上してございます。

雇用人員は、先ほど澤藤議員にご説明申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 外部テナントの事業費7,256万円の内容についてのお尋ねにお答えしたいと思います。

この改修事業の工事費、これは7,000万円ということで、256万円の部分については工事管理委託料ということでございます。

改修工事の内容でございますけれども、キャッシュコーナー、食堂、産地直売コーナー、これを整備いたしますとともに、既存の風除室、通路、トイレ等の模様がえ、こういうふうなものを行うということでございます。庁舎部分と開業時間帯が異なるということもございますので、電気、給排水、空調等の設備、これらにつきましては、庁舎部分と切り離して単独で稼働できるような状態にするということでございます。ともに基礎的な器の部分を整備するというので、備品類等についてはそれぞれのテナントの負担ということでございます。

テナントの整備内容ですが、キャッシュコーナーには県内4金融機関のATMが設置されます。先ほどATMの設置、こちらで費用をかけなければいけないのかというふうなお尋ねでございましたが、このATMの設置費用は、それぞれ各金融機関の負担で行うということになります。ただし、食堂につきましては、厨房機器一式と36席程度の客席を整備いたしますが、これらについては市負担ということでございます。また、仮称JA産直プラザ、これは「むつ市のうまいは日本一」の発信元の一翼を担うということでございまして、JAはまなすによる生鮮野菜等の販売を行うテナントを整備いたすところでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） まず最初の雇用の点ではありますが、これは委託料1,425万9,000円があって、この部分に採択になった部分とかが全部振りかえられて、あと賃金部分のプラス・マイナスで単独事業費が929万円になったということでよろしいですよ、プラス・マイナスで。私の理解だと、929万

円が新たに事業が起こされたのかなというふうなイメージでとらえていたものですから、ちょっと誤解の種だったのですが、結局委託料に1,425万9,000円が新たに発生したということの、これが大きい部分だということで、これから新たに事業をやったということではなくて、今まで予定していた事業をこういう委託という形で振りかえた補正だということの理解でよろしいですか。その確認です。当初予定した事業は、問題なく前に進んでいるという理解でよろしいのかどうかです。結局この補正で何かの事業がストップしたとか、予定されていたものがだめになったということではないですよというのを最後にちょっと確認させていただきたいと思います。

それと、あと外部テナントの部分ですが、産直の部分もあるということでありまして、私のイメージだと食堂だけばっとつくって、あとテナントの暗い部分が、何も手をかけないでがらがらしている部分があるという状態でスタートするのかなというふうに思っていて、やはり全体の構想があって、そういう一つの事業をやったほうが、後々またここに食堂を設置したけれども、この位置が固定されて全体の構想がうまいこといなくなるのかというのでも発生してくるのかなというふうに思えば、やっぱり全体の構想をしっかりと我々に提示してからこういう細かい部分を改修していったらいいのかなというふうに思うのです。

再度ちょっと確認したいのが、結局今回の7,256万円の改修で、まだ手をつけずにがらがらしている部分は発生するのですよね、暗い部分は。その部分は、当然市民は立ち入りできないという感じでテープが張られるというか、そういう形のイメージがあるのですが、そこもちょっとわかる感じで。結局全部このテナントの部分、今回の改修で自由に出入りできる部分になるのかという、そこです。まだここは手をつけていません

よということ、通行禁止という部分が出てくる感じになるのか、そのところもちょっとわかるように教えてもらえればなと思います。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 雇用対策についてお答えいたします。

当初計画どおりかどうかということですが、先ほど申し上げましたとおり、支出科目の変更はございますが、事業の内容については変更ございません。当初計画どおりでございます。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 外部テナント部分の全体構想をつくってからやるべきではないかということでございますけれども、これは以前にも説明してございますように、開放エリア、これにつきましては、子育て支援エリアと外部テナントエリアということで2つに分けた部分で構成しているというふうなことでございます。今回は、このうちの外部テナント部分をつくるということで、開放エリア本体の子育て支援エリア、ここにつきましては、もう少し検討を加えましょうということで先送りしているということでございます。今回は、外部テナントエリアは外からも出入りができるわけですが、庁舎エリア部分からも行き来ができるようにということで、この子育て支援エリアの部分を区切って通路を設けるというふうにしたしているところでございます。

以上です。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。13番馬場重利議員。

○13番（馬場重利） 4款のじん芥処理費5,600万円でございますけれども、いろいろ議論が出されてお聞きしておりますが、私ちょっと極端な言い方をすれば、何かコンサルタントの言いなり

になっているのではないかなという気がするのです。この5,600万円の補正をかけてまで、今早急にやらなければならない、いわゆる緊急性がどこにあったのか、その根拠がわからない。いわゆる不法投棄場所の外に有害物質が漏れているのかどうかです。漏れている、あるいはそこから流出される水の中に有害物質が含まれていて、そして住民に被害を及ぼすおそれがある、そういうことであればこれは話ができる。聞くところによれば、それが一切ないのです、今。あったら教えていただきたいのですけれども。

ですから、私今その5,600万円かけて鉄板を打つ、これは鉄板ですから、これによって止水が完全にできるということになれば、もう20年も30年ももつのです。上にビニールシートをかぶせる、完全に雨水もそこに流さない、いわゆる浸透させないという方法をとるのであれば、これは20年先、30年先大丈夫だなという思いもあるわけで、それをねらっているのかどうかは私わかりませんが、下流のほうに民家があるわけでもないし、流されている水がどうなのか、定期的に1カ月置きに検査しているということであれば、私はそれを公表することによって、いわゆる住民の不安材料を消すことができるという段階で、今補正をかけてまでやらなければならないその根拠を示していただきたい。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） この5,600万円の補正予算を組んだ緊急性というふうなことでございますけれども、これは調査の結果ダイオキシンの発生が認められた、そしてまたそれが雨水等によって、民家はございませんけれども、海のほうに流れていく可能性もあるだろうと。そういうふうなところで、これはまずしっかりとこの部分は遮水をしななければいけない、そういうふうな緊急性でございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 13番。

○13番（馬場重利） ダイオキシンが認められたということは私知っております。これは、廃材を燃やした段階で出たというのもわかっているわけですね。このダイオキシンというのは、水に溶けて流れ出すものではないというふうにも聞いております。ですから、今外へ出ていないのです。掘ればまた出るかもしれない、ダイオキシンが。その数値はどうか、わかりませんが。

私さっき申し上げたように、ダイオキシンが出た、大変だと。例えばもとの焼却炉もダイオキシンが含まれた建物があるわけでしょう。それが果たしてどうなっているのかというと、何らそれが住民に被害を及ぼすようなことになっているわけでも何でもないので。ただ、新聞に騒がれただけの話で、私から申し上げると、そのダイオキシンが発生したから、別に発生したというのは、これは去年、おとしの話ではないのです。10年も前から出ているわけです。たまたま今の問題で掘って調べたら出てきたと。これは、2年、3年前に発生したものでないのです。もっとずっと前に発生しているのです。

私言っている緊急性というのは、市長は今ダイオキシンが発生したからこうしてられないと言いますけれども、これはちょっと。これに5,600万円かけるわけですから、どう考えても私はこの補正予算は通したくないと思っていますけれども。まだもうちょっとその前に、この補正に盛る前に議論が必要だったのではないかというふうな気がしてならないのです。もう一度。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ダイオキシンがいつ発生したのかどうかはわかりませんが、その時期は。しかしながら、行政としてはダイオキシンの発生が認められたわけですので、その対応をしっかりと

らなければ、さまざまな風評被害、そういうふうなものも出てくる可能性もなきにしもあらずでございます。その部分において、行政の立場としては、そういうふうな毒性、非常に高いものでございます。水に溶けるか溶けないかというのは、よく私は正確にはわかりませんが、これが例えばの話、さまざまな形でほかにそのダイオキシンが出ていったらどうなるのだろうか、それをやはり未然に防ぐために鋼矢板で押さえて、そして雨水が浸透しないようにというふうなことの緊急性のある工事であるということでご理解をいただきたいと。根っこには、馬場議員と同じような気持ちもなきにしもあらずであるというふうなところは話をさせていただきます。

○議長（村中徹也） 13番。

○13番（馬場重利） さっき私申し上げたように、ダイオキシンが発生しているのはあそこだけではないのです。旧焼却炉はみんなダイオキシン発生しているのです。あるのです。緊急性ということを見ると、今の各学校の耐震だってそうなのです。これは、おそれがあるからということになると、もうすごくあります、いっぱい。ここだけではないのです。だから、何でこれに5,600万円なのということを私言っている。それは、おそれがあるといえばいっぱいあります。これ心配だから、市民の安全のためにということになると、私今言ったようにいっぱいあるわけで。だから、私冒頭に申し上げたのは、どうもコンサルタントの言いなりになってやしないかということを行っているのです。

これ以上言ってもしょうがないので、1つだけ新庁舎建設の先ほど議論がありましたATMのコーナーですけれども、この中に郵便局とJAバンクは入りますか、入りませんか。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 設置を呼びかけたのでご

ざいますけれども、郵便局及びJ Aさんはこの中に入らないということでございます。

○議長（村中徹也） これで馬場重利議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。16番菊池広志議員。

○16番（菊池広志） 今同僚議員の馬場議員からも話があったわけでございますけれども、私もつい最近まではダイオキシンという問題はまずどこの地方自治体でもとらえていなかったと。ただ、この成分が発見されて、今環境問題の中でやっていくというようなことであれば、これまた新しい物質の発見ということでの対応が国全体、地方自治体も迫られている、そう思っているわけでございますが、この遮水工について設置をするということでございまして、このことについて幾つかお尋ねさせていただきたいと思えます。

このことが発覚しましてから、先ほども話がありました、コンサルタントに依頼をされたということから、私どももいろいろ報告は聞いておりますが、そのまず1点目として、報告を受けた、コンサルタントからいろいろ説明があったと思うわけです、部長に対しましても。このことについて、完全にこの処理を、今の問題についての処理をどのような形で、またフローシートはどのような形でつくられていくのかということ、いまだに私は聞いておりませんので、もしよければ、説明受けた中でのフローシートの的なものがあれば、最終的にはこのような形で撤去されますとか、このような計画をされておりますとかということについてもちょっとお聞きしたいと思えます。

また、先ほどから話を聞いておりますと、分別撤去するというようなことで、ごみの部分に関しては、ここの処分場に処分したいと。また、残った土砂等についてはどの場所に処分をしていくのかということも、ただ幾つかありますので、そちらに処分したいというようなお話がありました

が、私といたしましても、むつ市の中にある処分場に土砂を分別して処分するというのであれば、その場所を、的確でなくても結構ですので、むつ市内の処分場に撤去したいのだというようなことであれば、そのことでもよろしいので、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 2点ほどのお尋ねと認識いたしました。

1点目の処理方法のフローということでございます。まず搬出撤去という部分でありますけれども、当然今の部分について掘削、掘り起こしてごみを分別、この粗大物と、また廃棄物が交じった土砂、これを分けて、土砂からまたさらに分類、選別をかけます。機械による選別によりまして、コンクリート殻とか木くずとか紙類とか等々出ることがありますが、その分を分別していくと。その後ですけれども、もっと細かく分けようと思えばビッキング、人間が手で選別していくという部分でございます。その後まだありまして、風力選別機による分類ということで、風を出して飛ばすという部分があると、そういうふう聞いております。それらについて分別した後に最終処分場に持っていくもの、もしくは焼却できるものであれば焼却場に持っていくというような形。また、その中には資源といいますか、有価物的なものがありますので、その部分については売り払いと、そういう形でフローが進むのかなと思っておりました。

2点目の残った土砂といいますか、今フローにより説明しましたけれども、当然土砂が入り交じっております。聞いてみますと、サンドイッチ工法といいまして、中に土を入れながらごみを投棄したという話ですので、そういう土が入っていると。その土が余り無害といいますか、選別において無害なものであれば、最終的にそこを覆土して

使えるのではないかというふうに考えております。覆土以外に使えないのであれば、やはりそれは最終処分場に持っていくのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 16番。

○16番（菊池広志） 私も環境関連の仕事をなしているものですから、実は聞く機会がありまして、県の産業廃棄物協会等に伺いまして聞いたところ、物は1,000度以上で焼却すれば問題はないと。だけれども、問題は土砂だと。その土砂の中にはダイオキシンが含まれているわけです。そのダイオキシンが含まれている土砂を、また違う処分場に移したとしても、今度はその処分場が汚染されるわけです。でありますから、このような場合には、ではどのように対処するのだと。例えば県の考え方はどうなのだと、そして協会の考え方はどうなのだと聞きましたところ、幾ら移しても最後にはダイオキシンを削除しなければならない、撤去しなければならないと。であれば、方法は何かと。その土砂を焼いてしまうか、1,000度以上の火力の中で焼いてしまって、その土砂を投棄すると。それであればダイオキシンはないよというようなことでありました。

ただ、今の予算の中で6億5,000万円、6億2,000万円と言われておりますけれども、土砂を焼いて、それをまた搬入してきて、また自分たちの処分場に埋めるとなったときには、6億円の範囲内の話ではないだろうというようなことは言われておりました。やはりこのことについては、この廃棄物処理法というのは県が管轄しているものでありますから、我々がコンサルタントと幾ら相談しても、やはり必ず最終的には県との話の中で、計画の中に県が参入した形でいくというようなことが一番いいだろうと言われておりました。やはりその部分につきまして、今まで県とのやりとり

等々は、今のこの問題についてはあったのなかったのか、またこれから県とも相談していきたいというような考え方があるのか、またその他コンサルタント以外に、例えば廃棄物協会のほうに相談をしたり、また伺いをしたりというような経緯はあったのか、若干お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今菊池広志議員、環境の部分でかなり詳しいお話を、またご提言もございました。そういうふうなところで、ダイオキシンの処理はしっかりしなければいけない、こんな思いでございます。これは、やはり県の環境生活部からダイオキシンの部分で汚染拡大防止措置、こういうふうなところ、そしてさまざまなモニタリングを強化しなさいというふうな指示も出されております。今議員お話しのとおり、産廃は県の管轄でございます。これは、これからも県とは十分連絡をとりながら、先ほど来コンサルタントの言いなりではないかというふうなことのご指摘もございます。そういうことのないように、県また今お話しございました産廃協会ですか、そういうさまざまな分野から情報を得ながらしっかりとした対応をとっていきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 16番。

○16番（菊池広志） 一番冒頭に私お話ししました。ここ10年来の中でダイオキシンというようなことが取りざたされております。それ以前は焼却していたものはすべてダイオキシンが出ていて、その処分場は今まで現実に存在したわけでありまして。そして、今とられている施策の中で、L型を入れて遮水をしたいと、そして土を、中に薬剤を入れながら防水をかけていきたいと。これは、痛風にサロンパスを張っているようなもので、もう今やれるものはこれしかないというようなことでございます。ただし、それはそれで必要であると。

というのは、環境問題に取り組まない自治体は私は自治体として認めておりませんので、やはり必要な措置はしたということで私は考えます。ただし、このことで1年以内にこれをやるとか、だから一気にこれをやるとかというようなことであれば、やはり地方自治体には大変無理があるのではないかと。ましてやこのむつ市は、大変無理があってはいけないような状況下にあると私は考えております。できるものであれば、県とも相談しながら、今1年、2年ではなく、2年、3年、4年、5年の中できちっとした形で計画を立てながらやっていくと。そして、遮水工事をすることによって防水をしながら、周辺に悪影響を出さないような環境保全をしていくというようなことが必要ではないかなと考えます。ぜひともその点を踏まえながら、1年間でその大きな問題を全部クリアするというような考え方でなく、やはり4年、5年、6年、7年とかけていった中で、きちっとした形で環境問題に取り組んでいければなというふうに考えていますので、ぜひ要望したいと考えております。よろしくをお願いします。

○議長（村中徹也） これで菊池広志議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第47号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第47号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

すので、順次発言を許可します。まず、3番新谷泰造議員。

（3番 新谷泰造議員登壇）

○3番（新谷泰造） 議案第47号 平成21年度むつ市一般会計補正予算に対し、反対討論を行います。一般会計補正予算の中には、本庁舎外部テナント改修事業費7,256万円が計上されております。理事者は、私の本庁舎移転事業費28億2,000万円と開放エリアの事業費3億2,600万円とは本庁舎移転事業費として一体であり、本庁舎移転事業の総事業費は31億4,000万円であるという主張に対し、本庁舎移転事業費と開放エリアの事業費とは別枠であるとして、現在開放エリア全体の利用方法が未確定のまま開放エリアを先行し、本庁舎移転工事を着工しております。

公共施設整備基金5億5,000万円は、本庁舎移転工事業の一部として寄附されたものであるから、本来本庁舎部分でない開放エリアや外部テナントには使用することができない基金であります。それにもかかわらず、開放エリアの事業費と別枠である本庁舎移転事業費を開放エリアの全体の利用方法が確定しないまま、突然開放エリアの本庁舎移転外部テナント改修に使用することは実質上本庁舎移転事業費28億2,000万円を7,256万円超過することになり、さらに開放エリアの工事をなし崩し的に行うことになり容認しがたい。

また、今質疑で同僚議員が述べているように、脇野沢地区不法投棄現場浸透水対策事業費5,600万円の緊急性が明確でない。よって、本議案に反対します。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで新谷泰造議員の討論を終わります。

次に、6番横垣成年議員。

（6番 横垣成年議員登壇）

○6番（横垣成年） 議案第47号 平成21年度むつ

市一般会計補正予算に対し、反対討論をいたします。

本案は、脇野沢の不法投棄対策にかかわる事業費5,604万2,000円、雇用対策事業費929万3,000円などが計上される一方、本庁舎外部テナント等改修事業費として7,256万円が計上されているものであります。

本体の予算が可決されれば補正予算という形で本体の関連事業費を計上し、結果的には総事業費が予定以上に膨らんでしまうという公共事業はよくある話であります。まさに今進めている本庁舎移転事業も同様のものではないでしょうか。

また、テナントの全構想が白紙の状態での改修も大問題であります。お金がかからない庁舎として進め、安かろう、悪かろうというような建物を建て、結果的には全く新しく建てた庁舎以上のお金を出費していたということのないことを願い本案に反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第47号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者19人、起立しない者5人）

○議長（村中徹也） 起立多数であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第48号

○議長（村中徹也） 次は、日程第10 議案第48号平成21年度むつ市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

すので発言を許可します。6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） 1点だけお願いいたします。

この補正予算は、介護従事者処遇改善臨時特例交付金周知等経費ということで302万3,000円計上されております。この処遇改善の周知というのは、結局保険料が上がりますから、その上がった分は処遇改善に使うという中身の多分パンフレットだと思いますが、そういう被保険者への周知ですが、結局その周知が介護従事者の待遇が改善されるといふ何か根拠を示しているようなパンフレットとなっているものかどうかというのをお聞きしたいと思います。

今まで保険料が上がるというのは、大体被保険者のサービスを利用する方が多くなったからということで、仕方がないかなというふうな理解でいたと思うのです。今回の保険料が上がる理由はそういうものではないという意味で、周知徹底は必要かなというふうに思うのですが、ただ保険料は上がった、しかしいろんなそういう施設に勤めている方の待遇が一向に改善されないということになったら市はどうするのかということです。やはりそこを示すことができないパンフレットは余り意味がないのかなということで、被保険者もなかなか納得しづらいのかなと思いますから、そのところを何か根拠を示すことができるパンフレットなのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

この4月1日から介護報酬3%増額改定いたしました。本来ですとこれはそのまま介護保険料に加算されることとなります。国では、それによる介護保険料上昇分を軽減するため、平成21年度100%、平成22年度50%と2カ年にわたり介護従事者処遇改善臨時特例交付金として保険料の一部

を補てんするという事としており、その趣旨や内容の周知のためのパンフレットやチラシ等の経費として計上したものでありまして、補正額については全額国の負担により実施するものであります。

介護従事者の待遇が改善されるという根拠を示すパンフレットになっているかとお尋ねでございますけれども、このことにつきましては、さきに述べた臨時特例交付金の説明と趣旨を中心として作成する必要があるものと考えておりますが、これを説明するために、むつ市の第4期の介護保険料改定に至るまでの説明と介護保険制度についての説明も必要であろうかと存じております。

議員ご承知のとおり、介護報酬は介護サービス提供の対価として事業者を支払われる性格のものであり、事業所によっては雇用形態や勤続年数、事業者の規模や経営状況等がさまざまであることから、事業主の判断によって介護報酬の引き上げがただちに介護従事者賃金の一律引き上げにつながるものではないものと考えられます。

また、市として介護従事者の待遇改善への関与ということになりますと、県の事業所への監査時の同行やグループホーム等地域密着型の事業所については保険者として市が監査を実施するという形で介護保険事業に介入する機会がございますが、これにつきましては施設基準、介護職員の人員配置、被保険者への対応、事業実施状況等が主体となり、待遇の部分では職員の研修状況や福利的なものとなりますので、賃金の部分については今のところ監査の対象となってございません。したがって、市あるいは保険者として各法人、事業者に対して処遇改善のお願いはできませんが、あくまでもお願いの範囲であり、また賃金改善を促す部分も含めまして、一般の法人あるいは事業所における雇われる側と雇う側の雇用関係にかかわることになりますので、直接関与

することは難しいところであります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第48号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

#### 報告第16号

○議長（村中徹也） 次は、日程第11 報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成21年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第16号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第16号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、報告第16号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、報告第16号は承認することに決定いたしました。

#### 報告第17号

○議長(村中徹也) 次は、日程第12 報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成21年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。6番横垣成年議員。

○6番(横垣成年) 1点だけお願いいたします。

この補正によりますと、前年度繰り上げということですから、平成20年度の部分に繰り上げする充用金3億9,371万円ということですが、これは結局平成20年度の国保会計が赤字になったから、それを平成21年度分から取り崩すというふうに理解しますと、平成20年度には皆さんもご存じように保険料が約15%値上げされたということです。にもかかわらず平成20年度が3億9,371万円赤字になったという理解でよろしいのかどうか、お願いいたします。

○議長(村中徹也) 民生部長。

○民生部長(齋藤秀人) 横垣議員のお尋ねにお答えします。

平成20年度の税率改正につきましては、後期高齢者医療制度の創設に伴う支援金の拠出、退職者医療制度の改正に伴う65歳以上の退職被保険者の一般被保険者への異動及び前期高齢者に係る財政調整制度の創設など、国保制度の大幅な改正があったこと並びに国保で持っております財政調整基金が底をついたことから、医療費分及び後期高齢者支援金分で10.94%、介護納付金で63.11%、全

体では15.1%の増を改定いたしました。この結果、後期高齢者支援金分及び介護納付金分につきましては、必要な税収をほぼ確保することができました。しかしながら、医療費分については制度改正の影響等を見込んで1人当たりの医療費を平成18年度、この比で5%増と推計し税率を設定いたしましたけれども、平成19年度にはこの5%を大きく上回る11.2%、平成20年度には16.6%増の医療費が大きく伸びたために、平成20年度単年度では1億3,834万円の収入不足になりました。これに平成19年度への繰上充用金2億5,537万円を加えた3億9,371万円が赤字になったということでございます。

○議長(村中徹也) 6番。

○6番(横垣成年) この調子だと平成21年度もかなり医療費が上がるということが予想されるのですが、となった場合どうなるのかというのやはり知りたいなというふうに思います。市民の立場から、もうこれ以上値上げはしてほしくないのです。ただ、現実を見るとなかなか厳しいものもあるので、そのところどういうふうに考えているのか。引き上げは、まずしないという前提で対処できるのかどうかということです。よろしく願いします。

○議長(村中徹也) 民生部長。

○民生部長(齋藤秀人) まず、国民健康保険制度の医療給付費の部分については横垣議員ご承知と申しますけれども、50%、半分、これを国県支出金で、残りの50%を国保税、市民の皆さんからいただく税金で賄うという仕組みになっているということです。この医療給付費が今増加いたしますと、必要になる国保税が不足します。要は赤字の要素になります。その国保税の収納率が低下いたしますと、同様にまた国保税の確保ができなくなり赤字要素となってくると。したがって、国保財政の健全化に努めなくてはならないと思うの

ですけれども、医療費の適正化と収納率の向上に大きなポイントになるのではないかなと考えております。

そこで、まず医療費の適正化につきましてでございますけれども、レセプト点検の過誤調整により平成20年度では2,780万円の財政効果額が生じています。これを継続していくということが1点目。

2点目としては、自己の医療費を把握していただくために、医療費の通知を行っております。

あとは後発医薬品、ジェネリック医薬品でございます。これが調剤費の削減を図るという意味がございますので、ジェネリック医薬品希望カードというものを配布していきたいと考えておりますし、または短期的には見込めませんが、今現在特定健診、または特定保健指導を行っておりますが、この受診率の向上を図ることによって、将来的に医療費が抑制されるのではないかとすることに努めております。

次に、国保税の収納率向上のためということでございますけれども、滞納処分の強化を行い、または資格証明書及び短期被保険者証の活用、それらを用いたきめ細やかな納付相談を行っております。

以上のような対策を講じても、なお収支が改善しない場合は、税率の引き上げもやむを得ないのではないかなと考えております。

平成21年度の国保財政につきましては、今後の医療費の状況及び国保税の収納状況等を注視いたす必要がありますし、先ほど答弁申し上げました3億9,371万円の赤字を短期的に解消することは困難でしょうけれども、平成22年度の税率改正も視野に入れて、今後国保運営協議会の意見も伺いながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 税率改正云々という話も出たのですが、その判断基準というのが、今は平成21年度は3億9,000万円の赤字、予備費が7,000万円ぐらいありますが、ほぼ3億円の赤字から出発ということですから、本当に厳しいなと思うのですが、その判断基準というのはどのあたりになるのか。3億円が例えば5億円になったら、もう改正をお願いするしかないとか、そこら辺の基準はどこに置いているのかというのをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 先ほどの説明でも申し上げましたとおり、るるうちのほうでは国保会計の健全化というところは目指しておりますけれども、今般報告申し上げました4億円弱の繰上充用ということで、かなり危機管理を持った形で進めなくてはいけないなと思っております。ですので、その基準というものは今ございませんけれども、今の平成21年度の医療費の状況、国保の状況を見ながら、その辺のところを検討していくといいますが、見ながら進めていくというようなことになると思いますので、ご理解をよろしく願いいたします。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第17号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第17号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

報告第18号

○議長（村中徹也） 次は、日程第13 報告第18号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成21年度むつ市老人保健特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で報告第18号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第18号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

#### 報告第19号

○議長(村中徹也) 次は、日程第14 報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成21年度むつ市用地造成事業会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で報告第19号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第19号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

#### 散会の宣告

○議長(村中徹也) 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明6月18日は常任委員会のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、明6月18日は常任委員会のため休会することに決定いたしました。

なお、6月19日は一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 零時18分 散会

